資料３

佐賀県地域福祉支援計画Ver.５の改定について

すべての人に「居場所と出番」があり、つながり広がる地域共生社会

～人を大切に　住民とともに支える地域福祉～

健康福祉部社会福祉課　令和５年３月１６日

佐賀県

http://www.pref.saga.lg.jp/

©2023 Saga Prefecture

資料３

目次

１　地域福祉支援計画の概要

２　佐賀県地域福祉支援計画Ver.５改定のポイント

©2023 Saga Prefecture

資料３

１　地域福祉支援計画の概要

©2023 Saga Prefecture

１　地域福祉支援計画の概要

支援計画の趣旨と位置づけ

＜計画の趣旨＞

・都道府県は、**市町村地域福祉計画の達成に資する**ために、各市町を通ずる**広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項**として次に掲げる事項※を一体的に定める計画（「都道府県地域福祉支援計画」）を策定する。

※「次に掲げる事項」はスライドＮｏ．６に記載の５項目　　（社会福祉法第108条より）

・地域福祉の推進は、**市町村の地域福祉計画が中心。**支援計画は、あくまでも、**市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援**するためのもの。

（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より）

＜位置づけ＞

・支援計画は各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば**福祉分野の「上位計画」**

・各福祉分野の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、**その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができる**こととする。

（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より）

©2023 Saga Prefecture

１　地域福祉支援計画の概要

社会福祉法の改正

＜社会福祉法の改正と地域福祉支援計画への反映状況＞

１　**『地域共生社会』**の実現に向けた取組の推進　　　**（法第４条第１項　H30.4.1改正）**

　地域福祉の推進は、地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生社会」の実現を目指すものとして、その理念や方向性が明確化された。

⇒　現計画に盛り込み済み

２　市町村が**地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ**に対応する包括的な支援体制整備の構築を促進する**『重層的支援体制整備事業』**が新たに創設

（法第106条第の４～６項関係　R3.4.1改正）

　重層事業の実施主体は市町村であることから、都道府県は広域自治体として、市町村が重層事業を適正かつ円滑に実施することができるよう支援することが求められる。

⇒　**今回の改定に盛り込む予定**

©2023 Saga Prefecture

１　地域福祉支援計画の概要

社会福祉法の改正

３　都道府県地域福祉支援計画が市町村の地域福祉の支援に関する事項として計画に策定する事項（法第108条）

（１）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

※ H30年の法改正により新たに盛り込むべき事項として追加 ⇒ 現計画に盛り込み済み

（２）市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

（３）社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

（４）福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

（５）**市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項**

※ R2年の法改正により「市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項」から改正 ⇒ **今回の改定に盛り込む予定**

©2023 Saga Prefecture

資料３

２　地域福祉支援計画Ver.５改定のポイント

３　地域福祉支援計画Ver. ５改定のポイント

資料３

１　佐賀県地域福祉支援計画Ver. ５の計画期間満了に伴い、改定を行う

現計画期間：令和元年度～令和４年度　→　次期計画期間：令和５年度～令和８年度
（※ 佐賀県総合計画の期間に合わせ、４年間の計画としている）

２　市町社会福祉計画の推進を支援することを目的とした計画であることを明確にする

→ 第１章「計画の概要」に計画の位置付けを明記

３　法改正に合わせた改定を行う

→「地域共生社会」の理念を より分かりやすく「基本理念」に反映
→ 法改正で新設された「重層的支援体制整備事業」について市町に対する県の支援方針を明記

４　各分野の計画等に記載されている分野ごとの取組は記載せず、広域的・分野横断的に取り組む事項について記載する

→ 都道府県地域福祉支援計画の趣旨、位置づけを基に、分野横断的に取り組む事項を中心に記載し、必要な支援や取組の方向性を明確にする
→ 各福祉分野の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、**「その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす」旨を明記**

５　市町や県民にとって、取組方針・具体的取組を見やすく、分かりやすいものにする

→ 施策の柱を３つに整理、重点項目を設定し、具体的取組は分野横断的なものを中心とすることで、現状の課題や取り組むべき内容が市町や県民にとって分かりやすいものにする

©2023 Saga Prefecture

３　地域福祉支援計画Ver.５改定のポイント

資料３

現計画

佐賀県地域福祉支援計画Ｖｅｒ.５

○ 計画期間：令和元年度～令和４年度（４年間）

○ 内容：

Ⅰ　計画の概要
１　計画策定の経過
２　社会福祉法の一部改正について
３　計画の性格
４　計画の期間、推進体制

Ⅱ　計画の重点事項等

Ⅲ　基本理念

Ⅳ　基本目標

Ⅴ　佐賀県の現状

Ⅵ　基本目標達成のための取組方針・具体的取組
１　すべての人に出番のある、住民主体の地域社会　さが
項目数：４　各項目内の取組事項の合計：２７
２　すべての人に居場所と安全を届けるサービス　さが
項目数：９　各項目内の取組事項の合計：４４
３　住民とともに支える地域のネットワーク　さが
項目数：５　各項目内の取組事項の合計：２５
４　地域を支え、現場を輝かせるふくし人材　さが
項目数：４　各項目内の取組事項の合計：２２

改定案

佐賀県地域福祉支援計画Ｖｅｒ.６

○ 計画期間：令和５年度～令和８年度（４年間）

○ 内容：

第１章　計画の概要
１　計画の趣旨
２　計画の位置づけ
３　計画の期間
４　計画の推進体制

２　市町計画支援のための計画であることを明記
４　県の各分野の計画と重なる部分について、「その既定の計画の全部又は一部をもってこの計画の一部とみなす」ことを明記

第２章　佐賀県の現状

第３章　計画の基本的な考え方
１　基本理念
２　施策の柱と重点項目

３　法改正に合わせた改定（「地域共生社会」、「重層的支援体制整備事業」の反映）

５　重点項目を設定

第４章　計画の具体的取組
１　地域社会を共に支える**体制**づくり
項目数：３　各項目内の取組事項の合計：１１
２　地域共生社会実現に向けた**基盤**づくり
項目数：４　各項目内の取組事項の合計：１４
３　地域共生社会を支える**人**づくり
項目数：２　各項目内の取組事項の合計：６

資料編

４、５　分野横断的な取組を中心に記載し、分かりやすい内容に改定

©2023 Saga Prefecture

資料３

３　地域福祉支援計画Ver.５改定のポイント

地域福祉支援計画の位置付け

現計画　→　改定案

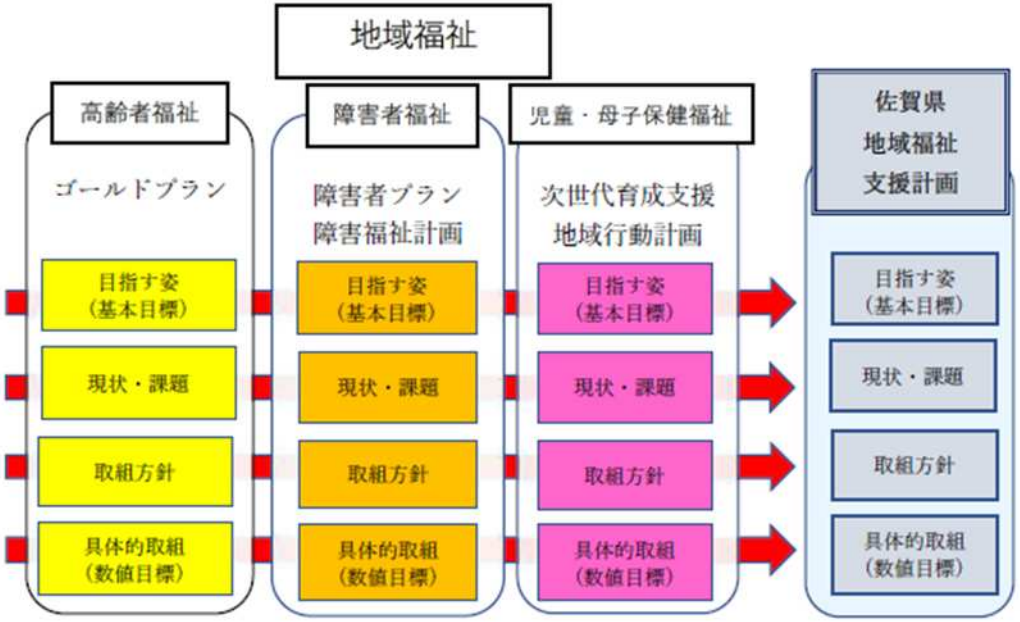

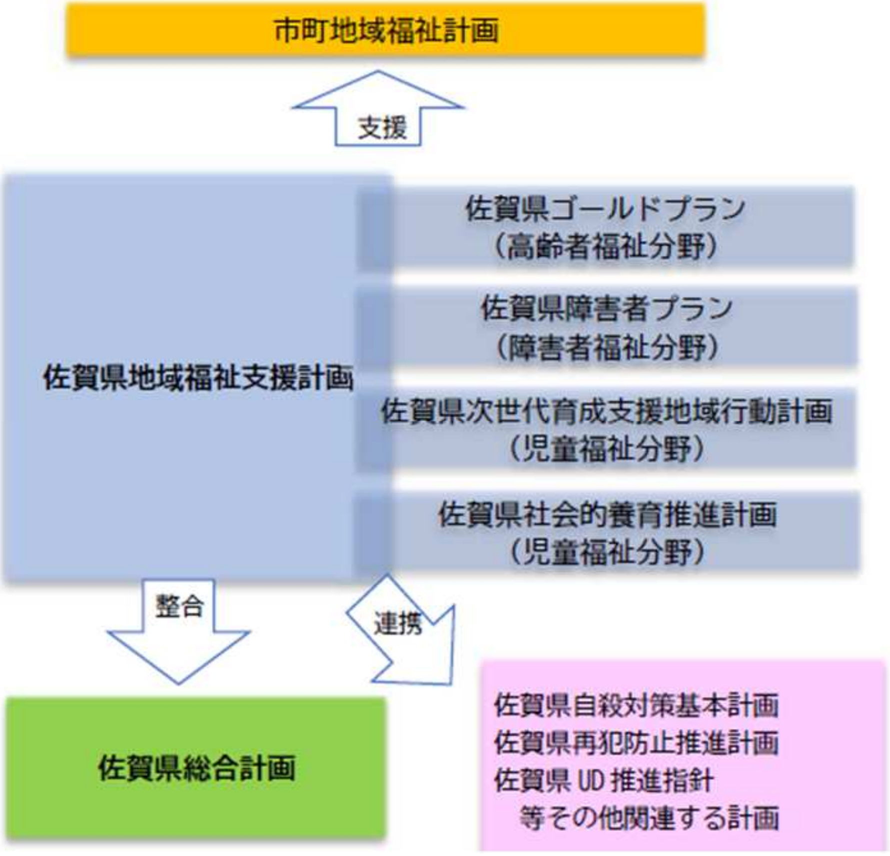

©2023 Saga Prefecture

資料３

３　地域福祉支援計画Ver.５改定のポイント

基本理念

すべての人に「居場所と出番」のある地域共生社会を目指して
～人を大切に　住民とともに支える地域福祉～

↓

（仮）すべての人に「居場所と出番」があり、<u>つながり広がる地域共生社会</u>
～人を大切に　住民とともに支える地域福祉～

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重しながら暮らしていくことのできる包摂的な社会を目指す

©2023 Saga Prefecture

資料３

３　地域福祉支援計画Ver.５改定のポイント

施策の柱と重点項目

＜施策の柱＞

１　地域社会を共に支える**体制づくり**

→ 関係機関の役割・連携、**包括的な支援体制整備**、**災害時の支援体制整備**など

２　地域共生社会実現に向けた**基盤づくり**

→ 分野横断的な課題への対応、地域の拠点づくり、権利擁護や苦情解決など

３　地域共生社会を支える**人づくり**

→ 人材確保・養成、民生委員・児童委員、ＣＳＯ活動やボランティア活動など

＜重点項目＞

施策の柱１から、次の２つの取組を重点項目に設定

- **「包括的な支援体制整備の推進」**
- **「災害時の福祉的支援の充実」**

©2023 Saga Prefecture

資料３

参考資料

©2023 Saga Prefecture

法的根拠

- 社会福祉法第108条（都道府県地域福祉支援計画）

（抜粋）
　都道府県は、**市町村地域福祉計画の達成に資するため**に、各市町を通ずる**広域的な見地から**、**市町村の地域福祉の支援に関する事項**として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「都道府県地域福祉支援計画」）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　**市町村の地域福祉の推進を支援**するための基本方針に関する事項
三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
五　**市町村による**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される**体制の整備の実施の支援**に関する事項

- 社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）　※ 県内全20市町が策定済

（抜粋）
　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「市町村地域福祉計画」）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備**に関する事項

©2023 Saga Prefecture

令和２年社会福祉法の改正の趣旨

（令和3年3月31日付厚生労働省通知より）

- 法第４条第１項関係

> （地域福祉の推進）
> 第四条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

法改正時に新設されたものであり、地域福祉の推進は①地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、②一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生社会」の実現を目指すものとして、その理念や方向性を明確化している。

- 法第６条第３項関係

> ３　国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

法改正時に新設された規定であるが、重層事業の実施主体は市町村であることから、都道府県は広域自治体として、市町村が重層事業を適正かつ円滑に実施することができるよう支援することが求められる。
このため、都道府県が、広域的・専門的な見地から、積極的に事業実施に対する助言や情報提供を行う後方支援の主体となるよう、「助言、除法提供その他の援助を行わなければならない」旨の責務規定を創設している。

- 法第106条第の４～６項関係

法改正により盛り込まれた重層事業（法第106条の４第２項）は、法第106条の３第1項に規定する市町村の努力義務の具体化の一手法として創設されたものであり、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施する事業である。
（省略）
重層事業の創設に併せて、関係部局の連携を強化する観点から、法第106 条の６において、市町村が、関係部局や支援関係機関、民生・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、法第106 条の５においては、重層事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けている。

©2023 Saga Prefecture

資料３

令和２年社会福祉法の改正の趣旨

- 法第106条の4～６

（重層的支援体制整備事業）
第百六条の四　市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
２　前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
（省略）
３　市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たつては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
４　市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
５　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）
第百六条の五　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
２　市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
３　重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
４　市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
５　前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（支援会議）
第百六条の六　市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
２　支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
３　支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
４　支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
５　支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
６　前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

©2023 Saga Prefecture

令和２年社会福祉法の改正の趣旨

- 法第107条、第108条関係

法第107条は市町村地域福祉計画、法第108条は都道府県地域福祉支援計画の充実について定めている。
（中略）
令和２年改正社会福祉法では、第106条の３の努力義務に基づく、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第107条第１項第５号を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が当該事項を計画の中に盛り込むこととしている。
このような市町村地域福祉計画の改正を踏まえて、都道府県地域福祉支援計画についても、第108条第１項第５号を「市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項」と改正し、計画の中で市町村の上記体制の整備への支援を記載することとしている。

©2023 Saga Prefecture

県地域福祉支援計画の位置づけ

- 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「都道府県地域福祉支援計画」）を策定する。（社会福祉法第108条より抜粋）

- 地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画が中心であることから、支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するためのものである。このため、支援計画には、市町村の裁量を狭め、地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規則等を置かないことが適当である。
  (厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より抜粋)

- 支援計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の上位計画であり、老人福祉計画、介護保険事業支援計画、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、健康増進計画、医療計画、その他の関連する計画と調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より抜粋）

- 都道府県が既に策定している他の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より抜粋）

©2023 Saga Prefecture